



2021年6月14日

各位

会社名 ユニデンホールディングス株式会社  
代表者 代表取締役社長 西川 健之  
(コード番号 6815 東証第1部)  
問合せ先 人事・総務部 小尾 幹之  
(TEL: 03-5543-2812)

当社監査役会の認識に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社取締役会は、本日付「当社監査役会の監査報告書に関する取締役会意見に対する監査役会の認識に関するお知らせ」において公表いたしました通り、当社監査役会より、当社第56期事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)に係る監査報告書(以下「本件監査報告書」という。)に対する当社取締役会意見について、監査役会の認識(以下「本件監査役会の認識」という。)を受領しておりますので、本件監査役会の認識に対する当社取締役会の意見をお知らせいたします。

1. 事業報告に対する指摘について

当社取締役会は、当社海外子会社による不適切な会計処理(以下「本件不適切会計」という。)の発覚後、一般的に内部統制において必要とされる業務フローの整備、業務記述書及びリスク・コントロール・マトリックスの作成を行う等、本件不適切会計の再発防止に必要な内部統制システムを構築してきております。今後も当該再発防止策の運用の定着に努めると共に、今期も更に詳細な改善計画を立て、内部統制システムの更なる充実に向けて取り組んで参ります。

本件監査役会の認識において、当社取締役会が、本件監査報告書による指摘を受けて当社取締役会の意見を掲出するまで、事業報告書等において本件不適切会計に関して一切触れなかったと記載されていますが、当社取締役会は、当社監査役会から本件監査報告書を受領したことを受け、これに対する当社取締役会の意見において、本件監査報告書を受領する以前である2021年5月17日付で当社のHP(<http://www.uniden.co.jp/>)に掲載しました「新ユニデン宣言」に言及する形で、本件不適切会計等を踏まえた当社取締役会が企図する内部統制・コンプライアンス体制の立て直しや、強固なコーポレートガバナンス体制の再構築に関する取組みについて、株主の皆様にはわかるように記載してご報告しております。

なお、当社取締役会としては、当社第55期事業年度の会計監査人による監査意見が限定付適正意見であった一方で、当社第56期事業年度の会計監査人による監査意見が無限定適正意見になったのは、本件不適切会計の再発防止に必要な内部統制システムを構築してきた結果、連結計算書類の信頼性が高まったことによるものと考えており、当社取締役会が、内部統制体制の改善を継続してきたことの成果であると認識しております。

## 2. 当社取締役武藤竜弘氏の「職務の執行に関する不正な行為」の指摘について

本件監査役会の認識において、「朝会」は本件不適切会計が生じた海外の子会社の責任者が、内部統制システムの構築の責任者である当社取締役武藤竜弘氏と同席するほぼ唯一の会議であることなどから、「朝会」への常勤監査役の出席や当該会議内容の当社監査役会への定期的な報告が、監査業務、とりわけ本件不適切会計の再発防止に向けた内部統制システムの構築・改善に関する監査にとって必要不可欠であると認識している旨記載されていますが、そもそも、「朝会」は、売掛金や買掛金の状況等、日々の業務報告やビジネス上の相談について協議するために毎朝行うセールスミーティングの位置付けとして開始したものであり、内部統制システムの構築・改善について議論することを目的としたものではありません。本件不適切会計の再発防止に向けた内部統制システムの構築・改善に向けた協議は、当社の重要な会議体である当社取締役会において議論されており、更に、当社代表取締役と常勤監査役は週次で個別の面談を行う等、「朝会」で議論された情報を含む情報共有の機会も提供しており、また、当社取締役は、常勤監査役から質問表による質問を受けた場合には、自ら回答し、又は当社及び当社子会社の担当者や責任者から回答をさせておりました。このように、当社監査役は、監査業務、とりわけ内部統制システムの構築・改善に関して情報を取得し、協議をすることができる状況にありました。

常勤監査役は、監査役就任以前に創業者付き顧問として当社の業務執行側へのアドバイスを行っていましたが、当該顧問を退任し常勤監査役に就任した後も、「朝会」において、顧問であった時と同様の態様で、当社子会社の人事や個々の業務への指示等、監査の範囲を逸脱して業務執行に介入する言動を繰り返したため、当社取締役会として、業務執行機能と監督機能を峻別し、適切なガバナンス体制を構築するために、常勤監査役に対して同会議への参加を慎んでいただくよう、申し入れたものです。

## 3. 内部統制システムの構築及び強化に関する指摘について

本件監査役会の認識において、当社監査役会は、①業務フローの整備の具体的な内容を把握しておらず、②業務記述書及びリスク・コントロール・マトリックスについては存在の報告も受けておらず、これらについて具体的な報告を受けたことはないと記載されていますが、当社取締役会は、2020年10月に内部統制文書化ツールのソフトウェアを導入し、内部統制の基本となる業務フローや業務記述書、リスク・コントロール・マトリックスの作成を開始しており、2020年11月及び2021年1月に実務担当者を通じて、常勤監査役に対し、当該ソフトウェアのインストール方法、これらの作成に係る進捗状況と途中成果物を報告しており、現に、常勤監査役からは当該ソフトウェアのインストール方法等について実務担当者が質問を受けておりました。したがって、当社監査役会は、これらの情報をいつでも確認できる状況にあり、業務記述書及びリスク・コントロール・マトリックスについて存在すら報告を受けていないという点は事実と反しております。

また、③ユニデングループ全体に適用される「財務報告に係る内部統制に関する基本的な方

針」は、当社グループの全役職員がアクセスできる社内共有フォルダ内に 2020 年 12 月に格納し、当社監査役会も確認できるようにしております。

以上